

I. 地域再生制度とは

近年、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化しています。こうした中、「住んでいる地域にあまり元気がない」という声が少なくありません。

地域再生制度は、こうした情勢の中、地域の活力を再生する目的で創設されたものです。

地域再生制度の位置づけについて

内閣官房では、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②規制の特例の導入、補助金改革等による地域の自主裁量性の確保、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③民間ノウハウ、資金等の利用促進といった観点での施策を進めるために、地域再生制度を創設しました。

また、平成19年10月には、地域再生制度をはじめとして、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案・実施するために、地域活性化統合事務局を発足させました。当事務局の所管業務は以下のとおりです。

地域活性化統合事務局の所管業務

地域再生

地域にとって使い勝手の良い補助金の創設、地域における雇用機会の創出等地域の活力の再生を図る

中心市街地活性化

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図る

構造改革特区

全国的な規制改革の突破口としての役割とともに、地域発の創意工夫により地域の活性化を促進する

都市再生

都市について、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、その魅力と国際競争力を高める

地方の元気再生事業

地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を中心に集中的に支援することを目的とした事業

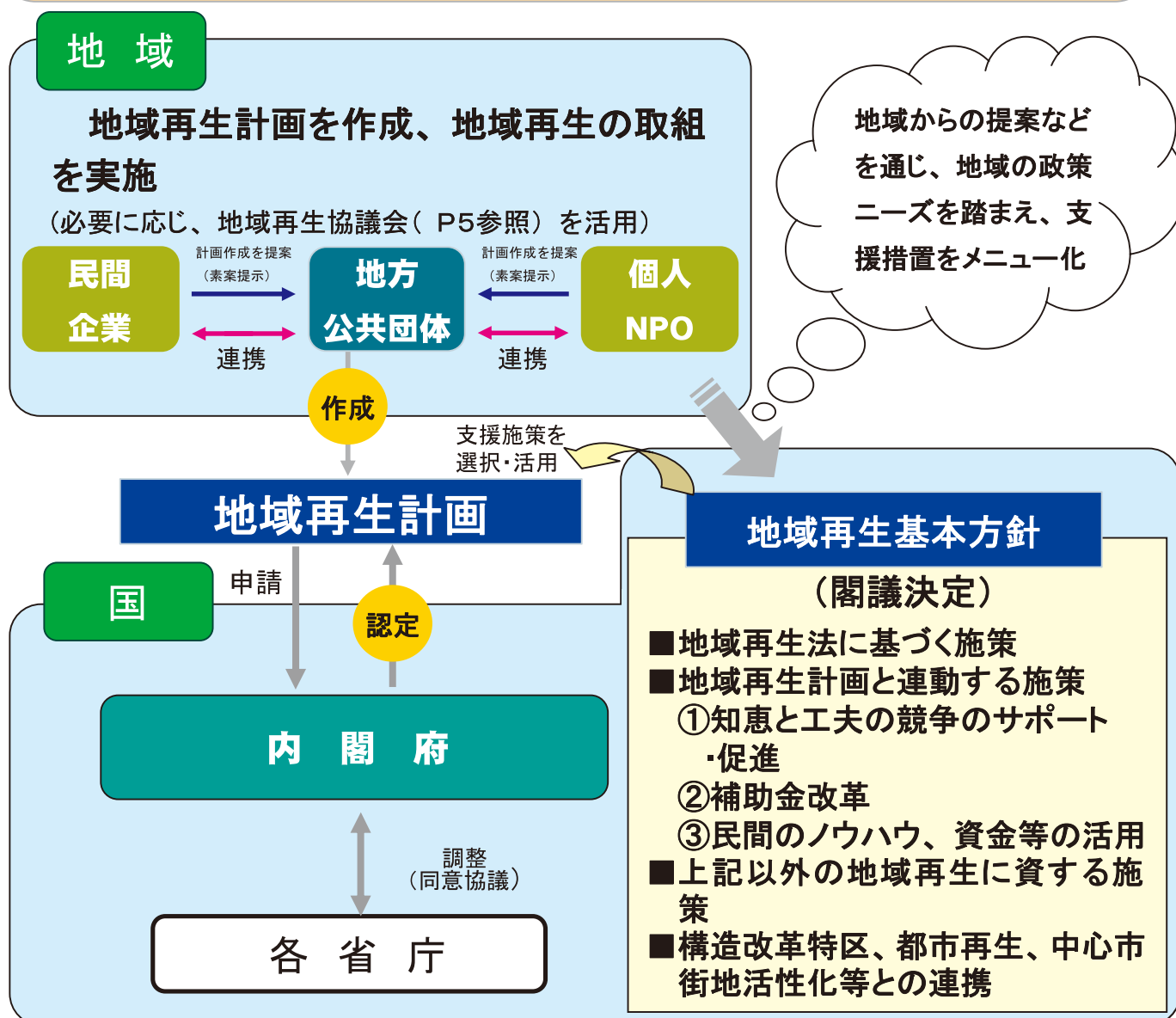
次ページからは、地域再生制度の具体的な内容について説明します。

Ⅱ. 地域再生の仕組み

地域再生の制度では、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて国が支援措置のメニューを整備します。

地方公共団体は、関係者・関係機関等と連携し、自らの地域の取組に必要な支援措置を記載した地域再生計画の認定を受け、地域再生の実現を目指します。

また、関係者・関係機関等は、地域再生計画を作成することを地方公共団体に提案することができます。（提案する場合は、素案を提案する必要があります。）



政府は、地域再生法に基づき「地域再生基本方針」を定めます。

地域が活用できる地域再生の支援措置や地域再生の制度に関する基本的な事項が「地域再生基本方針」に規定されています。

平成20年3月に政府の地域再生本部で決定された「地域再生支援施策の充実」等を踏まえ、基本方針の支援メニューが大幅に拡充されました。

地域再生支援施策の充実

(H20.3地域再生本部決定)

知の拠点	地域の知の拠点再生プログラム →詳細：P 7
雇用再生	地域の雇用再生プログラム →詳細：P 9
つながり	地域のつながり再生プログラム →詳細：P 11
再チャレンジ	地域の再チャレンジ推進プログラム →詳細：P 13
交流連携	地域の交流・連携推進プログラム →詳細：P 15
産業活性化	地域の産業活性化プログラム →詳細：P 17
温暖化	地域の地球温暖化対策推進プログラム →詳細：P 19 新たに追加！

反映

H17.4.22閣議決定
H20.6.6一部変更

地域再生基本方針

政策の3本柱

1. 知恵と工夫の競争のサポート・促進
・地域再生のためのひとづくり・人材ネットワークづくりの促進
・各プログラムの推進 など

2. 補助金改革
・地域の自主裁量性尊重
・省庁の壁を越えた交付金化
・成果主義的な政策への転換

3. 民間のノウハウ、資金等の活用

主な支援メニュー

①地域における雇用創造の活動支援
②NPOによる地域再生の活動支援
③会社による地域再生の活動支援（課税の特例） など

①地域再生のための交付金（道、污水处理施設、港）
②補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化 など

①再チャレンジ支援寄附金税制
②会社による地域再生の活動支援（再掲）

Q 「地域再生支援施策」とはどんなものですか？

A 国の地域活性化施策を、地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化するため、主要な政策分野ごとのプログラム（関連する国の地域活性化策を集めた施策群）等を取りまとめたものです。

Topic 政府の地域活性化施策との関係

政府は、平成19年11月に国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略として「地方再生戦略」を取りまとめました。この戦略により、地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続していきます。なお、地方再生の総合的な支援の一環として、専門的な人材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野を中心に国が集中的に支援を行う「地方の元気再生事業」が、平成20年度より行われています。

地域活性化統合本部会合I

検索

政府としては、内閣官房を中心に従来から地域再生のみならず都市再生、構造改革特区及び中心市街地活性化の取組みを進めており、今後とも地方再生戦略を踏まえ、これらについて一体的に取り組んでいきます。

参考までに取組イメージを示すと以下のとおりです。

